

## 日本の絹マーク商標使用許諾契約書

一般財団法人大日本蚕糸会 会頭 ○○ ○○ (以下「甲」という。) と  
(以下「乙」という。) は、  
次の条項により日本の絹マーク使用に関する契約を締結する。

第1条 本契約における日本の絹マークとは、一般財団法人大日本蚕糸会が日本で製織された白生地及び日本で染織された国産絹製品を消費者にアピールするとともに、その選択に必要な情報を提供することを目的として商標登録したマークをいう。

第2条 甲は、乙が日本の絹マーク商標使用基準（平成14年9月18日付け絹業発第42号（以下「使用基準」という。））に定めるところに従い、国産絹製品の表示に日本の絹マークを使用することを許可する。

第3条 乙は、消費者に対しマーク制定の趣旨、特に添付対象商品の定義の周知に努めるものとする。

第4条 乙は、日本の絹マークの使用にあたっては、使用基準に定められた事項を遵守するものとする。

第5条 甲は、乙がこの契約条項及び第4条に違反したときは、ただちに乙に原状回復を求め、契約を停止又は解除する。

2 前項の現状回復については、乙は甲の指示に従うものとする。

第6条 前各条のほか、この契約に関して疑義を生じた場合には甲乙協議のうえ解決するものとする。

この契約を証するための本契約書2通を作成し、各1通を甲、乙それぞれが保有するものとする。

令和 年 月 日

東京都千代田区有楽町一丁目9番4号

甲 一般財団法人大日本蚕糸会 会頭 ○○ ○○ 印

乙

印

表示者登録番号